平成２１年（フ）第４９８号
静岡県浜松市東区原島町36番地パークタウンⅠ―306号室、前住所静岡県浜松市中区萩丘３丁目７番17号
破産者　中山　広幸
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２神戸ポートビレジ３号棟807号
破産者　平野こすみ
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９３号
広島市中区千田町１丁目５番21―403号
破産者　有馬　武之
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４９号
広島市安佐南区大町東１丁目11番18―203号中須コーポラス
破産者　吉浦　　功
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０７号
広島県呉市平原町６番５号
破産者　喜田　　實
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３９号
沖縄県名護市大北２丁目10番13号
破産者　又吉　直彦
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第６８号
沖縄県名護市大南４丁目６番13号
破産者　島袋　武光
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第５３４号
北海道富良野市西町２番41号　コーポエトワールＤ２号
破産者　桐山　幹男
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
宮城県加美郡加美町宮崎字新町一番33番地４
破産者　猪股　　敦
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
宮城県加美郡加美町字味ケ袋堰ノ内３番地
破産者　佐々木直美
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
山形県南陽市三間通1071番地の３
破産者　小林　廣一
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２１０号
山形県西置賜郡白鷹町大字大瀬1007番地
破産者　五十公野和幸
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１６５号
川崎市川崎区伊勢町９―18、住民票上の住所神奈川県厚木市下川入308番地
破産者　飯山　秀雄
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
川崎市川崎区伊勢町９―18、住民票上の住所神奈川県厚木市下川入308番地
破産者　飯山　妙子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９２９０号
大阪府高槻市牧田町２番５―106号
破産者　菊野　則子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市東難波町２―５―16リボーン尼崎壱番館308号、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目２番11号
破産者　石原健太郎こと　石原　　勝
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７号
兵庫県尼崎市久々知西町１―５―16高島マンション201号室、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口町４丁目27番地の２　ローレルコート塚口町408号
破産者　本山　一夫
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目62番地
破産者　今村　政和
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係